

令和2年6月30日
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長補佐 : 前田 忠秋(内線 2872)
係 長 : 櫻井 琢磨(内線 2879)
代 表 03-5253-1111

報道関係者 各位

個人向け緊急小口資金の特例貸付のオンラインによる 申請受付の試行運用について

現在、緊急小口資金の特例貸付の申請手続きに関して、より迅速な事務処理が可能となるよう、オンラインによる申請システムの開発を進めており、開発の一環として、一部の県社会福祉協議会において、オンライン申請受付の試行運用を行うこととしたので、お知らせします。

- ※1 試行運用期間は、7月3日(金)から7月20日(月)までの間を予定。
秋田県、和歌山県、鳥取県、香川県、宮崎県の県社会福祉協議会において行います。
- ※2 今回の試行運用によって、システムの改善点や受付機関である都道府県社会福祉協議会の事務処理フローにおける課題等の洗い出しを行い、システム開発にさらなる検討を加えていくこととしています。
- ※3 オンライン申請の試行運用の web アドレスは、5県の社会福祉協議会のホームページのほか、以下のホームページにも掲載いたします。
(厚生労働省生活支援特設ホームページ)
<https://corona-support.mhlw.go.jp>
- ※4 試行運用対象の5県においては引き続き郵送等による申請も可能です。また、オンライン申請での受付は緊急小口資金の特例貸付のみであり、総合支援資金貸付については、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

(参考)

緊急小口資金の特例貸付の概要

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金の特例貸付を実施しています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき
 - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会
又は
お住まいの都道府県内の
労働金庫、取扱郵便局

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。